

県・市町名	制度・事業名	＜リンク用＞ HPアドレス (URL)	対象	内 容	担当課
能美市	在宅支援型住宅リフォーム推進事業	http://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1001000001049/index.html	改修	介護を要する高齢者や障がい者の生活の自立を支援するための住宅リフォームに対し、費用の一部を助成する 【対象者】 ・介護保険法に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた者のいる世帯 ・生活保護法に規定する介護扶助の対象者のいる世帯 ・身体障害者2級以上の交付を受けた（下肢、体幹、移動機能障害については3級以上） ・知的障害のある者であって療育手帳Aの交付を受けた者のいる世帯 ・精神障害のある者であって精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者のいる世帯 【助成限度額】 ①生活保護法による被保護世帯：100万円（補助率 100%） ②住民税非課税世帯：100万円（補助率 90%） ③住民税均等割のみ課税世帯：50万円（補助率 70%） ※上記以外の世帯及び過去に本事業助成又はバリアフリー住宅助成を受けた世帯は対象外 ※介護保険制度や障害福祉制度からの給付を受ける場合は減額となる場合有り	福祉課 0761-58-2230
	加賀の木づかい奨励金	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/10010000000243/index.html	新築 購入 改修	加賀地域の森林から伐採され加工された木材を使用した住宅を新築・増築・改築・建売住宅を購入または空き家等を購入し地域産木材を使用して改修する者に対し交付する 【新築、増築、改築、建売住宅を購入する場合】 （基本要件） ①住戸の専有面積が75㎡以上の住宅 ②加賀地域産木材を0.12m ³ /㎡以上使用（加算） ③全使用木材の50%以上を市内業者から納入（補助額） ①②をすべて満たす：20万円 ③+10万円（最大30万円） 【空き家等を購入し住宅に改修する場合】 （基本要件） ①改修に占める面積が50㎡以上の住宅 ②加賀地域産木材を5m ³ 以上使用（補助額） ①②をすべて満たす：15万円（最大15万円）	農林課 0761-58-2256
	既存建築物耐震改修工事費等補助金	http://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/10010000000980/index.html	改修	S56.5.31以前に建築された住宅、長屋、共同住宅で木造のもの ①耐震診断：補助率80%、限度額12万円 ②耐震改修：補助率100%、限度額200万円	まち整備課 0761-58-2251
	被災住宅耐震改修工事等補助金	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1719281791410/index.html	改修	令和6年能登半島地震で被災し、罹災証明書が発行された一戸建ての住宅、長屋、共同住宅で木造のもの（建替は半壊以上に限る） ・耐震診断：補助率80%、限度額12万円 ・耐震改修：補助率100%、限度額200万円 ・建替え：補助率100%、限度額200万円	
	被災宅地等復旧事業補助金	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1717118000542/index.html	復旧	令和6年度能登半島地震により発生した宅地被害において、早期の宅地復旧と被害者の負担軽減を図るため、個人施工の復旧工事等に対する費用の一部を支援するもの 【対象者】 能美市内にある被災した宅地の所有者、管理者又は占有者 【補助額】 対象工事実績額から50万円を控除した額に5/6を乗じた額（千円未満切り捨て） ※対象工事実績額とは、対象工事に関する調査、設計、工事に要した費用の合計（消費税及び地方消費税を含む） 補助額の上限958万3千円（対象工事実績額上限：1,200万円） 【対象工事】 （1）のり面の復旧工事 （2）擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去及び擁壁に関する排水施設設置工事を含む） （3）地盤の復旧工事（陥没への対応工事を含む） （4）地盤改良工事：液状化が発生した宅地であり、地盤調査結果により液状化判定を行い液状化の可能性があると判断された宅地における再発防止のための住宅建屋下の地盤改良工事 （5）住宅基礎の傾斜修復工事：住宅建屋基礎の沈下又は傾斜を修復する工事（ジャッキアップ等） ※上記工事に関する調査及び設計費含む ※復旧工事は原形復旧を基本とするが、構造基準を満たすものへの変更は対象とする ※能登半島地震により被災した宅地の復旧工事等であって既に工事が完了しているものも含む	
	危険ブロック塀除却補助金	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/10010000000979/index.html	除却	道路に面して設置されたブロック塀・石塀等で建築基準法の規定に適合しないもの、傾き・ひび割れ等の劣化が著しいもの、 建築基準法第42条第2項道路のみなし境界内にある塀または擁壁などの工作物 （4,000円/㎡、上限20万円）	
	空き家改修費等補助金	http://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/10010000000185/index.html	改修	空き家バンクに登録された物件の改修にかかる費用を補助 【補助対象者】 ・空き家バンクに登録されている売買物件の購入者 ・空き家バンクに登録されている賃貸物件の所有者等 【補助対象経費】 ・雨水による漏水に伴う屋根、外壁又は内装の改修に要する経費 ・台所、浴室、便所又は洗面所の生活するために必要な改修に要する経費 【補助額】 対象経費の1/2以内 1戸あたり限度額50万円	
	空き家清掃費等補助金	http://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/10010000000188/index.html	その他	空き家バンクに登録された物件の所有者又は入居者に対し、家財道具等の処分及び清掃費等にかかる経費を補助 【補助額】 対象経費の1/2以内 限度額5万円	
	空き家等解体費補助金	http://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/10010000000167/index.html	除却	老朽空き家（昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅）や不良空き家（能美市空き家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例等施行規則別表第1から別表第4までに規定する判定1の評点が100以上の空き家）の所有者に対し、物件の全部を除却する工事にかかる経費を補助 【補助額】 ①老朽空き家：事業に要した経費の1/5以内 限度額10万円 危険不良空き家：事業に要した経費の1/2以内 限度額50万円 ②加算要件：市内に事業所を有する事業者が請け負う場合 5万円 （事業費が50万円未満の老朽空き家、事業費が100万円未満の不良空き家は加算対象外）	

県・市町名	制度・事業名	＜リンク用＞ HPアドレス (URL)	対象	内 容	担当課
能美市	自然エネルギー設備設置補助金	http://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1001000000179/index.html	設置	自ら居住する市内の住宅に自然エネルギー設備を設置する者、又は建売住宅供給者から自ら居住するために市内の自然エネルギー設備付き住宅を購入する個人（要事前申請） 【補助対象限度額】 ①住宅用太陽光発電システム（P P Aに基づくもの含む）：太陽電池の最大出力が3kw以上10kw未満 一律5万円 ※太陽光のみ、能美市省エネ住宅促進事業費補助金との併用不可 ②住宅用定置型蓄電池システム：電力を充放電できるものであり、電力変換装置を備えたもの 一律5万円 ③住宅用小型風力発電システム：定格出力200w以上の風力発電機、設置費用の10%、限度額5万円 ④住宅用薪・ペレットストーブ：設備費用の10%、限度額30万円 ⑤住宅用V 2 H 充放電設備：電気自動車等と住宅との間で相互に電力を供給できるもの 一律10万円	生活環境課 S D G s ・カーボン ニュートラル推進室 0761-58-2217
	能美市省エネ住宅促進事業費補助金	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1679529697031/index.html	新築 購入 改修	省エネ住宅の新築及び購入・リフォームを促進するために費用の一部を補助。 【補助対象者】 (1) 能美市内に自ら常時居住するための住宅を新築し若しくは新築建売住宅を購入した個人又は既存住宅を改修した個人 (2) 石川県内に個人が常時居住するための住宅を新築又は既存住宅を改修した法人又は個人事業主 【補助対象限度額】 ①Z E H 一律20万円 ②Nearly Z E H、Z E H Oriented 一律10万円 ④開口部の断熱改修 上限5万円	
	定住促進補助金	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1561529249998/index.html	新築 購入 改修	市内への定住を目的に、住宅を取得した45歳未満の方に対する補助。 また、加算要件を満たす場合に、加算額を合算して交付する。 【基礎額】 10万円 【加算額】 ①県外からの転入者：40万円 ②県内他市町からの転入者：20万円 ③居住促進地区（中山間地区等）への転入者：50万円 ④三世代（申請者、申請者の親、申請者の子）同居型世帯：30万円 ⑤三世代（申請者、申請者の親、申請者の子）近居型世帯：20万円 ⑥親世代（申請者、申請者の親）同居型世帯：20万円 ⑦市内業者利用（設計・購入）：15万円 ⑧市内業者利用（建築）：15万円 ⑨市内在勤者（転入者で、市内事業所に雇用されて3年以内である世帯の主たる生計者）：60万円 ※④と⑥、⑤と⑥の重複加算はできません ※改修は75㎡以上の面積を工事する場合に限ります。	企画地域振興課 0761-58-2212
	結婚新生活支援事業補助金	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1616993981989/index.html	新築 購入 リフォー ム 賃借 引越	夫婦の所得合計が500万円未満で、ともに39歳以下の新婚夫婦に対して、新たな住居の取得、リフォーム費、賃借費用、引越費用を補助 ①ともに29歳以下の夫婦：補助率100%（上限60万円） ②①以外のともに39歳以下の夫婦：補助率100%（上限30万円）	
	水洗便所等改造資金の融資斡旋・利子補給金	http://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1001000000810/index.html	改修	便所の水洗化工事費の100万円以内を融資斡旋の限度額とし、斡旋額に対する利子補給	上下水道課 0761-58-2261
	水洗便所等改造補助金	—	改修	便所の水洗化工事に対する補助金 【生活保護世帯】補助率100%（限度額50万円） 【1人親世帯】補助率20%（限度額20万円）	